

あんしん住宅瑕疵保険(義務化保険) 戸建住宅の「保険料2」の一部改定について

この度、国土交通省等の方針により、戸建住宅の「保険料2」を一部改定することとなりました。なお、本改定は、すべての住宅瑕疵担保責任保険法人が一律に行うものです。

保険料2について

弊社のあんしん住宅瑕疵保険の保険料は、「保険料1(基本保険料)」と「保険料2」の合計としており、このうち、「保険料2」の内訳は、次のとおりです。

義務化保険

超過損害再保険プール拠出金 + 紛争処理負担金 + 故意・重過失損害対応額 + 保険協会審査会費用

任意保険

紛争処理負担金 + 故意・重過失損害対応額 + 保険協会審査会費用

なお、任意保険のうち、発注者・買主が宅地建物取引業者の場合は、故意・重過失損害は支払対象外となりますので、保険料2は紛争処理負担金および保険協会審査会費用となります。

改定について

あんしん住宅瑕疵保険の戸建住宅の「保険料2」のうち、「義務化保険」の保険料に含まれる「超過損害再保険プール拠出金」の額を次のとおり改定いたします。

※共同住宅および「任意保険」については改定はありません。

	現行	2024年4月1日改定後
戸建住宅	2,670円	2,170円(△500円)
共同住宅(1戸当たり)	3,670円	3,670円(変更なし)

適用開始日

改定後の「保険料2」は**2024年4月1日**以降に新規申込受理する保険契約から適用いたします。
なお、2024年3月31日以前に新規申込受理した保険契約については、現行の「保険料2」を適用いたします。

本紙は、あんしん住宅瑕疵保険(義務化保険)の「保険料2」の一部改定についてご説明するものです。あんしん住宅瑕疵保険の内容につきましては、パンフレット等をご覧ください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

株式会社住宅あんしん保証

■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テフコビル6階

TEL.03-3562-8122 (平日9:00~17:30)

(ホームページ) <https://www.j-anshin.co.jp/>

●本紙記載内容/2024年2月22日現在
●本紙に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

お問い合わせは